

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

2020年  
11月1日  
第434号



http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹  
編集人 高山 浩

# 年末手当

## 満額3.5ヶ月を

### 勝ち取るぞ!

## 交渉大詰め

本部は9月24日、2020年度年末手当に関する申し入れ(『申第15号』)で、①年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とする。また、専任社員にはプラス5万円を支給すること。

②組合員に対し、不当な年末手当のカットをやめること。③回答は11月4日(水)までに行うこと。

④支払いは12月4日(金)までに行うことを要求しました。

団体交渉は、第1回10月22日、第2回10月30日に開催しました。

本部は、「コロナ禍の状況の中、組合員・社員は何ら平素と変わることなく、安全・安定輸送を担い、会社を支えてきた。赤字のしわ寄せを、組合員・社員に押し付けてはならない。役員報酬のカットは徹底的に減額を求めたい。会社は『健全経営であること』は変わりない。リニア建設はこれまで通り進め、リニアを進めて年末手当を減額することは絶対許さない。会社は安定的支給べ

きまし。一方、会社は「赤字決算になるなど過去に前例のない極めて厳しい局面を迎えている。安定的支給ベースとは、収入の安定のことだ」等と、減額

## 駅係員などが感染 新たに2件を申し入れ

品川駅係員が10月3日(会社発表)、6日にはスターバックスコーヒージャパン東京駅日本橋口店の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが公表されました。

さらに13日には、東京駅で遺失物扱いやお体の不自由なお客様の対応を行う(株)新幹線メンテナンス東海所所属の東京トラベルサポート事業所で働く従業員が新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。しかし、濃厚接触者の存在の有無を含めて、JR東海はこの事象を明らかにしていません。

この事態を受け、本部は10月9日、新たな新型コロナウイルス感染者の発生に伴う申し入れ(『申第16号』)を、22日に職場内での新型コロナウイルス感染症の感染予防に関する申し入れ(『申第17号』)を提出し、団体交渉の開催を要求しました。申し入れ項目は以下の通りです。

①10月3日に公表された「品川駅係員」の社籍を明らかにすること。

②「品川駅係員」の、9月26日出勤点呼時の検温の体温を明らかにすること。

③「品川駅係員」の、9月29日出勤点呼時の検温の体温を明らかにすること。

④「品川駅係員」は9月29日出勤点呼時に体調についてどのように報告していたのか明らかにすること。

⑤「品川駅係員」は9月29日の出勤前に解熱等をしていったのか明らかにすること。

⑥会社の「対応状況など」に記されている「完全に治癒」とはどのような状態を誰が確認・保証するのか明らかにすること。

⑦10月2日の業務委員会での議論において、現在、会社が行っている、体温が「37.5度」以下であることを確認している検温では、今回のような新型コロナウイルス感染症の感染予防に関する申し入れ(『申第17号』)を提出し、団体交渉の開催を要求しました。

⑧10月6日に公表された「テナント従業員」の方について、感染の経緯を含めて会社が把握している詳細を明らかにすること。

⑨10月7日、大阪作業検査車両所において24時間拘束の勤務中だった社員が体調に異常を感じ、発熱に検温したところ、体温が38度もあることが判明し帰宅することとなった。このように勤務中に発熱した場合も「体温が37.5度以上ある場合」の取り扱いとなるのか明らかにすること。また勤務確認証について明らかにすること。

⑩10月2日に開催した業務委員会では、検温実施時に体温が37.5度以上あった場合について議論したが、勤務時に関わらず新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の勤務確認証は、検温時に37.5度以上の体温だった場合と同じ扱いになるのか明らかにすること。

⑪10月7日、大阪作業検査車両所において24時間拘束の勤務中だった社員が体調に異常を感じ、発熱に検温したところ、体温が38度もあることが判明し帰宅することとなった。このように勤務中に発熱した場合も「体温が37.5度以上ある場合」の取り扱いとなるのか明らかにすること。また勤務確認証について明らかにすること。

⑫今回の感染防止策を踏まえ、新たな感染防止策を行うこと。

⑬「品川駅係員」の申し入れ(『申第15号』)の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染症を罹患しないし罹患の疑いが生じ休業を余儀なくされた社員に対し、労働基準法第26条に基づき賃金等を保証すること。なお、この場合、賃金は60%ではなく全額保証すること。

⑭就業規則の改正について  
今次事象に鑑み、就業規則第78条(13)「感染症に罹患した場合、及び、罹患したおそれのある場合(感染症休暇)」を追加すること。

⑮「品川駅係員」の申し入れ(『申第15号』)の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染症を罹患しないし罹患の疑いが生じ休業を余儀なくされた社員に対し、労働基準法第26条に基づき賃金等を保証すること。なお、この場合、賃金は60%ではなく全額保証すること。

⑯就業規則の改正について  
今次事象に鑑み、就業規則第78条(13)「感染症に罹患した場合、及び、罹患したおそれのある場合(感染症休暇)」を追加すること。

⑰「品川駅係員」の申し入れ(『申第15号』)の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染症を罹患しないし罹患の疑いが生じ休業を余儀なくされた社員に対し、労働基準法第26条に基づき賃金等を保証すること。なお、この場合、賃金は60%ではなく全額保証すること。

⑱「品川駅係員」の申し入れ(『申第15号』)の申請如何に関わらず、新型コロナウイルス感染症を罹患しないし罹患の疑いが生じ休業を余儀なくされた社員に対し、労働基準法第26条に基づき賃金等を保証すること。なお、この場合、賃金は60%ではなく全額保証すること。

# 発熱で賃金100分の60の選択肢を認める！ 新型コロナウイルス等感染症に 関する申し入れ業務委員会

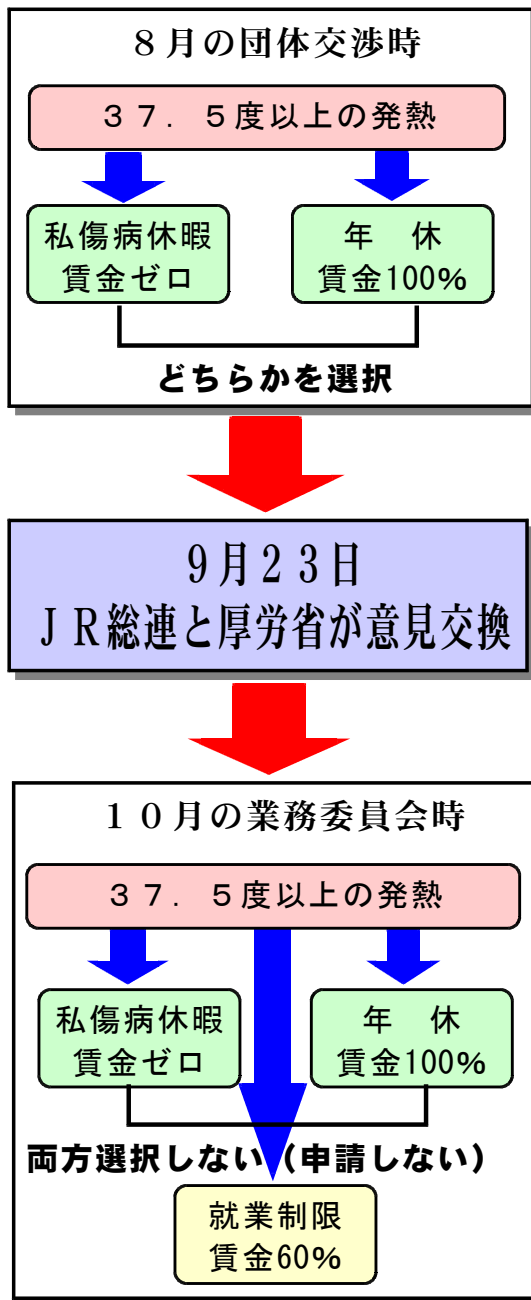
本部は10月2日、新型コロナウイルス等感染症に関する申し入れ(第13号)に対する業務委員会を開催しました。

ため私傷病として扱い、勤務認証は私傷病休暇または年休のどちらかと回答しました。今業務委員会でも会社は、私傷病という見解は変えませんが、8月21日の団交における会社の考えは、37.5度以上の発熱、コロナウイルスに罹患した場合などは「症状が出ている」

た。その上で、「社員が私傷病休暇か年休かのどちらも申請しなければ、賃金規程126条を適用し賃金を100分の60にする」と回答しました。当初会社は2択としていました。その後、JR総連は9月23日、厚生労働省と意見交換を行いました。JR総連は「労働者に対して『私傷病扱いとするか』『年休とするか』二択を求められている」「会社が一律の休業補償を行うように国として指導徹底をお願いしたい」と質問し、厚生労働省は「年休とするか」は会社が言うべきものではない、「休業手当については法律では100分の60以上と定めてあるが、ガイドラインにも記載した通り、休業手当については労使で十分に話し合ってください」と答えていると回答しています。会社が見解を変えた根拠としては、この意見交換を行った結果だと推測できます。

だ一切ない中で、制度として「新しい勤務」の新設などあり得るのでしょうか。問題は、その勤務に関する杜撰な意識の根拠が、被告ら会社幹部がすべてJR東海からの天下りで役職に就いており、社内において、あらゆることに異を唱えることが許されない体質にあるからです。つまり、何でも好き勝手に、やりたい放題だということです。題だということです。あらためて訴えます。会社の言うことをきかない奴は「感染しても構わない」というのは企業犯罪です。勤務の扱いについては、その基本である就業規則を遵守するのは、企業として当たり前です。それを無視して、その時の都合に合わせて恣意的に変更するようなことがあってはなりません。

## 会社回答の変遷



## サービスは企業犯罪だ！ 原告萩原さん堂々と意見陳述

関西地区分会の萩原さんが新幹線関西サービスを相手に訴えた裁判(通称「コロナ・本人訴訟」)の第1回口頭弁論が大阪地裁で開催されました。萩原さんは、被告サービスの違法性を堂々と意見陳述しました。以下、陳述の要旨です。被告らは、国中が、全

国民が、必死の思いで、あらゆる行動を自粛し、我慢しているその時に、感染拡大防止より労務管理を優先させ、私(原告)を必要以上に感染の危険にさらしました。被告山崎副所長は「やるべきことをやっていたいから、その分他の人に自宅待機してもらおう」と

はつきり「私に言いました。しかし、自宅待機に指定されるのは、毎月発表される勤務指定表で指定された勤務の者で、それを掲示で指示したのは山崎副所長本人です。5月25日から、私は自宅待機から一方的に除外されることになりました。その時の山崎副所長の言い分が「やるべきことをやっていないから、その分他の人に自宅待機してもらおう」でした。こ

待機は、「労務管理」と一変したのです。被告サービスにおける勤務の扱いは、杜撰極まりないものです。そもそも被告らは、一企業の社長、所長、副所長であるにも関わらず、自らの『就業規則』を無視し、データメな勤務の扱いを常態化させてきました。たとえば、体調不良で電話をかけて、連絡して休んでも無断欠勤の「不参扱」。ある時は、何の定めもない「私事欠勤」扱い。昨年、台風接近によ

る計画運休時の「自宅待機」も、後出しジャンケンの「休業等」の扱い等々、その場しのぎの勤務処理を、何のためらいもなくやってきたのです。そして、今回の自宅待機が「就業規則第44条に基づく有給休暇」であったにもかかわらず、労働組合との団体交渉では「システム変更ができたので、自宅待機になった」と意味不明な主張を繰り返しています。就業規則の変更もなく、従業員への説明も未

で、訴訟を支援するサポートは139人集まっています。弁護団は14人で構成されました。今回の訴訟で、2016年5月のストップ・リニア！訴訟、2019年5月の南アルプス市訴訟に次いで3番目の住民訴訟となりました。提起当日、静岡地本組合員が静岡地裁に駆けつけ、共に連帯して闘うことを表明してきました。同会は、今後も原告やサポーターの拡大を目指していくことになっています。現在、大井川の大量湧水の資料の公開をめぐり、JR東海が2度にわたり拒否し、多くの住民から批判が相次いでいます。

## 住民がリニア工事差し止め訴訟！ 静岡地本が連帯の闘い！

リニア建設工事に反対する大井川流域の住民が10月18日、「静岡県リニア差し止め訴訟の会」の発足集会を静岡市内で開きました。そして、30日にJR東海を相手取り、静岡県内10.7kmの工事の差し止めを求め、静岡地裁に提訴しました。

原告は、農業者など利水者をはじめ107人

